

各位

【プロゼミコース】

ファルクラム 第34回プロゼミ



～遡及立法と損益通算～

(福岡高裁平成20年10月21日判決)

今回取り上げる事件の争点は、平成16年4月1日施行の法改正により、同年1月1日以後に行われた不動産の譲渡に係る損益通算を否定し得るか否かです。租税法律主義においては、法的安定性や予測可能性を担保するため遡及立法は認められません。もっとも、租税には様々なものがあり、所得税や法人税のように一定期間を課税の対象とする「期間税」もあれば、相続税や不動産取得税といった取引ごとに課税を行う「随時税」も存在します。このような租税の種類は遡及立法該当性の判断に影響を及ぼすのでしょうか？また、政策目的や国民に対する周知などのファクターもその判断に影響を及ぼすかもしれません。議論を通じ、「遡及立法とは何か？」を考えてみましょう。

◆日時：2018年6月9日(土) 16:20～18:00

◆会場：虎ノ門NNビル 2階 会議室
(東京都港区虎ノ門1-21-17 虎ノ門NNビル2階
地下鉄虎ノ門駅 4番出口 徒歩3分)

◆講師：酒井 克彦 ファルクラム代表理事
(中央大学商学部教授)

★本研究会は研修細則2条(7)の「その他の研修」として18時間まで税理士会への申請が可能です(なお、必ずしも認定を保證するものではないことをご了承ください。)

【内容】

●建物譲渡による損失について損益通算を廃止した租税法規遡及適用が憲法84条の趣旨に反しないとされた事例—福岡高裁平成20年10月21日判決—

上記事例を素材に議論・酒井教授の解説等を行います。

【次回のご案内】第34回プロゼミ

- ◆日時：7/14(土) 16:30～18:00 (予定)
- ◆会場：虎ノ門NNビル 2階 会議室
- ◆テーマ：未定

★プロゼミ会員募集中★

【プロゼミコースとは】

◆「プロゼミコース」とは、より深く租税法の解釈論を展開し、高度な理論に裏打ちされた実務への応用力を高めたいという専門的探究心に応える少人数制のゼミコースです。

◆具体的には、毎回1つの事案を取り上げ、会員の発表をベースに議論を行います。酒井教授のポイントを押さえた分かりやすい解説で、さらなるレベルアップを目指します。

◆受講料：年会費18万円(月額1万5,000円)

※プロゼミコースとスタンダードコースの両方を受講する場合は、開催月のみ2万5,000円(非開催月は1万5,000円)

【会員特典】

◆プロゼミ研究会の無料参加(年間8回開催(2・3・5・8月は非開催月))

◆公開セミナーの無料参加

◆毎月1回の学習用講義DVD(酒井克彦教授のオリジナル講義DVD。40～60分程度)

◆プロゼミ研究会欠席時のDVD無料送付



FAX 参加申込書

FAX 番号:042-806-9844

プロゼミ受講者(1)ご芳名	プロゼミ受講者(2)ご芳名
事務所名	Mail address(既会員は省略可)
ご住所(既会員は省略可)	
TEL(既会員は省略可)	FAX(既会員は省略可)

◆主催：一般社団法人ファルクラム (詳細はHPをご覧ください <http://fulcrumtax.net/>)
〒185-0033 国分寺市内藤1-25-1 B号 TEL042-806-9843 (9～17時) 土日祝除く
お問い合わせ：一般社団法人ファルクラム (E-mail : jimu@ful-crum.info)